

四日市市都市総合交通戦略 骨子案・本編案への意見と修正内容

資料1

第15回四日市市都市総合交通戦略協議会及び協議会後の施策に関する意見とその修正内容

本編案のページ	箇所	内容	修正内容
戦略1			
本編案P. 45、P. 48	戦略1 イメージ図	市街化調整区域の表記の追加が必要 現在イメージ図「四日市市デマンドタクシー」の追記が必要 将来イメージ図「デマンドタクシー等」の追記が必要	左記のとおり修正
本編案P. 45、P. 48	戦略1 イメージ図	P&R、P&BRの注釈の追加が必要 P&RとP&Rの区別の方法について	左記のとおり修正 鉄道への乗り換えはP&R、バスへのP&BRと区別している。
本編案P. 47	当面の目標 2つ目の「・」	バス利用者が減少している地域で、連節バスを導入するように読めるため変更が必要	連節バスの表記の前に「利用者の多いバス路線等に」を追記
本編案P. 49	地方鉄道、支線路線の維持	伊勢鉄道の今後の整備予定	「車両の更新」を追記
本編案P. 55	連節バスの拡充	「BRT」と「連節バス」の表記について	「BRT推進」の表記は削除し、連節バスの表記のみに変更
本編案P. 56	支線バス路線網の再編	P&BRも検討が必要	左記のとおり修正
本編案P. 56	デマンドタクシーの運行	デマンドタクシーの利用制限の緩和	利用状況を踏まえ、効果的な運行方式を検討する。
本編案P. 56	デマンドタクシーの運行	デマンドタクシー以外の移動手段も検討が必要	「デマンドタクシー等の運行」に変更
本編案P. 57 等	駅前広場の整備等	「推進」と「促進」の表記方法について	協議会の構成員が行うものについては、「推進」に統一を行う
本編案P. 58	バス待ち環境の改善	ハイグレードバス停とはなにか	上屋やベンチの設置、到着時刻を表示するモニターの設置等を行っているものをハイグレードバス停である。
本編案P. 62	車両のバリアフリー化	「導入推進」の表記方法について	既に導入が進んでいるため、「拡充」に変更
本編案P. 62	新規	認知症の人（誰もが理解できる）を対象とした案内板等の設置が必要	「サイン表示のバリアフリー化」を新規施策として追加（戦略4-(1)-4)に再掲
戦略2			
本編案P. 64	戦略2 イメージ図（現在）	市南部にも渋滞箇所があるため追加が必要	左記のとおり修正
本編案P. 64	戦略2イメージ図（将来）	新名神とバイパスをつなぐ路線のイメージは何か。	国道365号線をイメージしている
本編案P. 67	交通事故防止対策	「カラー舗装化などの交通安全対策を実施する」の表記について	カラー舗装化は実施する予定が無い道路もあるため、「カラー舗装化及び交通安全施設等の整備を推進する」に変更を行う。
本編案P. 69	道路整備の状況	環状1号線の表記について	四日市鈴鹿環状線に変更
戦略3			
本編案P. 70	取組の考え方と今後の	中央通りにおいても、歩行者空間や自転車道の整備を行うため追記が必要	左記の内容を追記
本編案P. 70 等	戦略3の達成目標、構成について	まちなかには、鉄道もあるため鉄道に関する記述も必要	今後の取り組みにおいて、バスターミナルは重要な取組の一つであるが、まちなかからの移動やまちなかへの移動は鉄道やその他の移動手段も重要な役割を果たしていると認識しているため、達成目標や構成の変更を行う。
本編案P. 77	バス路線網の拡充について	バスターミナル整備による需要増が見込まれるため、路線の拡充を図る必要がある。	新規施策として、「バス路線網の拡充」を追記
本編案P. 77	JR四日市駅周辺の交通拠点整備	乗り継ぎ環境の向上のため、駐車場の整備を検討しているため追記が必要	左記の内容を追記
戦略4			
本編案P. 81	エコ通勤の推進	エコ通勤だけではなく、大学ではエコ通学も実施している	左記の内容を追記
本編案P. 83	地域の仕組みづくり	市民が主体となって、公共交通の魅力を創る・発信することも必要	左記の内容を追記